

令和7年度高原町職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務（A）	若干名	町長部局等に勤務し、主に一般事務・技術の業務に従事します。

2 受験資格（学歴は問いません。）

（1）年齢

職種	受験資格
一般事務（A）	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

（2）次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 高原町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験の日時	試験場	合格発表
1次試験	令和8年1月17日（土） 7：30 受付開始 8：10 着席 8：30 試験開始 11：55 試験終了	高原町総合保健福祉センターほほえみ館 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1	2月上旬に役場前掲示板、ホームページに掲示するほか合格者に通知します。
2次試験	2月上旬に1次試験合格者に対して行います。	高原町役場2階会議室 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地	2月下旬に役場前掲示板、ホームページに掲示するほか合格者に通知します。

* 試験中は携帯電話の電源を切り、バッグ等にしまってください。

4 試験の方法

試験については、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	時間	内容
1次試験	教養試験	120分	時事、社会に関する一般知識を問う問題（13題）（「自然に関する一般知識」分野、「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語」の出題はありません。） 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27題）

	職場適応性検査	20分	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を詳しくみる検査
	性格特性検査	20分	公務員に求められる六つの基礎的な性格特性をみる検査
2次試験	作文試験	90分	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
	人物試験	—	面接試験

5 受験手続

(1) 申込用紙請求先等

ア 申込用紙の交付場所 高原町役場総務課

イ 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地 高原町役場総務課

封筒の表に「高原町職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4判が入る大きさ）を必ず同封し、高原町役場総務課に請求してください。

なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

ウ インターネット

高原町ホームページ（<https://www.town.takaharu.lg.jp/>）からダウンロードできます。

(2) 申込用紙の提出先

高原町役場総務課

（〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地）

(3) 提出書類等

① 受験申込書 必要事項を入力もしくは自筆したものを提出してください。

② 写真票 最近3か月以内に撮影した写真を貼付し提出してください。

③ 110円切手を貼付した封筒 長形3号（120×235mm）の封筒の表面に受験票の送付先の郵便番号、住所、氏名を記載してください。なお、氏名の後に「様」を付けてください。

※注1 提出書類に不備があった場合は、受付できませんので注意してください。

※注2 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、「高原町職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(4) 受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月5日（月）8：30～17：15（土曜・日曜及び12月29日～1月2日を除く。）

郵送の場合は1月5日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。

令和8年1月14日（水）を過ぎても受験票が到着しない場合は、高原町役場総務課（TEL 0984-42-2112）に連絡してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定され、それぞれの採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は原則として令和8年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

7 給与等

（1）給与

高原町の「一般職の職員の給与に関する条例」に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

（2）勤務条件・休暇等

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日は休みとなります。

休暇には、年20日の年次休暇（4月採用者は、初年度については15日）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇…5日間 結婚休暇…5日間 病気休暇…最高90日間

8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を高原町ホームページに掲載することがあります。

高原町ホームページアドレス

<http://www.town.takaharu.lg.jp/>



9 問い合わせ先

高原町役場 総務課 行政係

住 所 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

TEL 0984-42-2112 (内211)

E-mail syokuinsaiyo@town.takaharu.lg.jp